

工事名：新港ふ頭 14 号岸壁背後本体ブロック製作工事 (R7)

質 問 内 容	1. 提出する工事費内訳書について、大項目でよいとありますが、直接工事費については、【護岸・岸壁・物揚場＜本体工〔ブロック式〕】の2項目の表示としてよろしいのでしょうか？ 2. 配置予定技術者について「配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に配置できること」とありますが、現在、他の工事に従事中でコリンズ登録がされている場合、本工事の落札決定から契約締結までの間に、他工事のコリンズ登録を抜く対応でよろしいでしょうか？
------------------	--

回答)

1. 那覇港管理組合一般競争入札公告第34号「5 入札手続き等」の工事費内訳書の提出に記載があるとおり、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明示する必要があります。

2. その必要はありません。

なお、特記仕様書の第32条第6項に記載があるとおり、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しないため、現場施工に着手する前までに、当該工事への専任が確認できればよい。